

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、呼子商店サービス協同組合発行の「よかよか商品券」につきましては、令和5年2月28日（火）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「よかよか商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

よかよか商品券

(表面)



(裏面)



2. ご利用終了日

令和5年2月28日（火）まで

3. 払戻しの申出期間

令和5年3月1日（水）～令和5年5月31日（水）

受付時間は、午前9時～12時まで（土、日、祝日は除く）

4月からは、メガネのさとぐち TEL0955-82-3451 受付時間は、午前8時～午後6時まで

（日、祝日は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

呼子商店サービス協同組合事務所に未使用のよかよか商品券を持参ください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

※持参できない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を呼子商店サービス協同組合事務所までお電話にてご連絡ください
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「よかよか商品券払戻し申請書」をお送りいたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用のよかよか商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻し申請書記載内容と未使用のよかよか商品券を確認し、指定口座へ額面合計金額を振り込みます（返信用の切手代、振込手数料はこちらにて負担します。）

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

5. お問い合わせ先

呼子商店サービス協同組合

〒847-0303 佐賀県唐津市呼子町呼子 3764-74 TEL0955-82-4864 (9時～12時) (土、日、祝日は除く)

電話がかからない時、もしくは4月以降

メガネのさとぐち

〒847-0303 佐賀県唐津市呼子町呼子 3764-27 TEL0955-82-3451

(8時～18時) (日、祝日は除く)